

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第3区分
 【発行日】平成24年11月29日(2012.11.29)

【公表番号】特表2012-505475(P2012-505475A)
 【公表日】平成24年3月1日(2012.3.1)
 【年通号数】公開・登録公報2012-009
 【出願番号】特願2011-531127(P2011-531127)
 【国際特許分類】

G 0 6 Q 20/20 (2012.01)

【 F I 】

G 0 6 F 17/60 4 3 2 Z

【手続補正書】

【提出日】平成24年10月8日(2012.10.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

近距離通信(NFC)が有効なモバイル機器の間で無線(OTA)仮想カードを転送するための方法であって、前記方法は以下を含む：

関連するハードウェアを有する少なくとも1つのコンピュータを含むOTAプロビジョニングサーバにて：

送信モバイル機器から、受信モバイル機器に向けられた仮想カードを受信し；

OTAインターフェースを介して前記受信モバイル機器へ前記仮想カードを設定し、前記仮想カードは、前記受信モバイル機器によってPOS端末で直ちに表示可能である。

【請求項2】

近距離通信(NFC)が有効なモバイル機器の間で仮想カード転送を提供する無線(OTA)プロビジョニングサーバであって、前記OTAプロビジョニングサーバは：

送信モバイル機器から、受信モバイル機器の所定の金額のための電子的、金銭的預金を受信する受信モジュール；及び

前記受信モバイル機器の所定金額の電子的、金銭的口座を設定するための口座モジュールを含み、前記預金は直ちに前記受信モバイル機器でPOS端末で使用可能であり、前記OTAプロビジョニングサーバは関連するハードウェアを有する少なくとも1つのコンピュータで実装されているOTAプロビジョニングサーバ。

【請求項3】

受理及び発行サーバであって、前記サーバは：

非接触支払インターフェースに通信接続された第1モジュールを含み、前記非接触支払インターフェースは、モバイル機器上のセキュアエレメントから仮想カード情報を読み出すため、近距離通信(NFC)が有効なモバイル機器と無線通信するように構成され；

前記仮想カード情報を金融機関に通信し；前記仮想カード情報に基づいて提案された取引を検証及び承認し；及び前記仮想カードを用いて取引を終了するため金融機関に通信接続される第2モジュールを含み、

前記受理及び発行サーバは、関連するハードウェアを有する少なくとも1つのコンピュータによって実行される受理及び発行サーバ。

【請求項4】

コンピュータのプロセッサにより実行されると、

OTAプロビジョニングサーバで：

送信モバイル機器から、受信モバイル機器に向けられた仮想カードを受信し；

OTAインターフェースを介して前記受信モバイル機器へ前記仮想カードを設定し、前記仮想カードは、前記受信モバイル機器によってPOS端末で直ちに表示可能である
：ことを含むステップを実行するためにコンピュータを制御する、自身にコンピュータ実行可能な命令が保存されているコンピュータ読取り可能な媒体。